

社会情勢の変化等に対応する課題検討シート

協議事項名	激化する自然災害への緊急的な対応による地域防災力の強化 (土砂災害対策等)
部局名	県土整備部 農林水産部
1. 現状	
<p>1) 国の動き・社会経済情勢の変化</p> <p>国土強靱化基本法が平成25年12月に成立し、また、同法において国土強靱化に係る国の計画の指針と位置付けられた「国土強靱化基本計画」が平成26年6月3日に閣議決定されました。</p> <p>「国土強靱化基本計画」では、国土強靱化の理念として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命の保護が最大限図られること ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 <p>等を基本目標とし、「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である」旨明記されています。また、同計画では、施設の老朽化対策等、多岐に渡る分野の推進方針を定めています。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)では、国土強靱化について「経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題」の1つとして位置付けたうえで、「それぞれの地域における取組が推進されるよう、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定・実施の取組を支援・促進する」旨明記されています。</p>	
<p>2) 三重県の現状</p> <p>① 南海トラフ地震が発生した場合には、本県においても、甚大かつ広域的な人的・物的被害が発生し、県民生活や経済活動に極めて重大な影響が懸念されます。</p> <p>風水害については、本県では平成23年紀伊半島大水害や、平成25年台風第18号による甚大な被害は県民生活に大きな影響を及ぼしました。また、近年、全国各地で集中豪雨が頻発しており、8月には広島市で大規模な土砂災害が発生しました。これらのことは、私たちに生きるために備え、逃げることの重要性を知らしめました。</p> <p>さらに、平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故等をふまえ、本県では昨年度から公共土木施設等の緊急点検及び緊急修繕を実施しています。</p> <p>② これらの状況のもと、本県としては、南海トラフ地震、集中豪雨、大規模土砂災害など大規模自然災害等の様々な危機を見据え、平時から大規模自然災害等に対して備えることをねらいに「国土強靱化地域計画」を策定することとしています。</p>	

2. 課題

本県として地域の強靱化を推進していくにあたり、「平時から大規模自然災害等に対して備えることが大切」(国土強靱化基本計画)という国土強靱化の理念や、大規模自然災害がいつ起きてもおかしくないという県の現状や過去からの教訓をふまえ、今後求められる方向性のもと、今までの取組を加速させ、また、充実させていく必要があります。

3. 対応策

平成 27 年度は、地域強靱化に向け、地震・津波対策、風水害対策、老朽化対策について、必要な継続取組を加速させるとともに、新たな取組に着手し、防災・減災対策の新たな展開を図ります。

(別添資料参照)

継続取組の加速と、新たな取組に着手！

これまでの主な対策

<地震・津波対策>

●道路啓開対策（基盤整備）

- ・道路構造強化・啓開基地整備
- ・道路啓開マップ作成・通信手段確保
- ・道路啓開訓練の実施

●緊急輸送の確保

- ・橋梁の耐震化
- ・緊急輸送道路整備

●海拔ゼロメートル対策

- ・国直轄河川事業や県海岸整備事業による耐震対策

●堤防対策（脆弱化対策）

- ・海岸堤防(200箇所)
- ・津波浸水区域内の河川堤防(183箇所)

<風水害対策>

●ソフト対策による警戒体制の整備

- ・土砂災害警戒区域の指定
- ・水防情報の発信
- ・浸水想定区域図の作成

●河川堆積土砂の撤去

- ・河川堆積土砂撤去
- ・砂利採取の活用促進

●洪水・高潮対策

- ・河川管理施設の整備
- ・海岸保全施設の整備

本県においても国土強靱化地域計画策定
国土強靱化基本法成立

南海トラフ地震の発生懸念

全国各地で集中豪雨頻発

広島市で大規模な土砂災害発生

今後の方向性と 27 年度の取組

継続取組

<地震・津波対策>

橙字：取組加速

●道路啓開対策（基盤整備の完了と態勢の充実）

- ・道路構造強化、啓開基地整備(H27完了) (継続)

●緊急輸送の確保（孤立解消、津波避難への耐震対策を強化）

- ・緊急輸送道路の落橋防止対策、単柱橋脚の耐震対策 [概ね 27 年度完了] (加速)
- ・緊急輸送道路の整備 (継続)

●海拔ゼロメートル対策の加速（耐震対策の推進）

- ・河川・海岸堤防の耐震対策 (加速)

●堤防対策（「粘り強い構造」を加味した整備の推進）

- ・津波浸水予測区域内の河川堤防の脆弱箇所対策 [H29 迄で 183 箇所] (残 134) (加速)
- ・海岸堤防の耐震対策 (加速)
- ・河川水門等の耐震対策 (加速)

<風水害対策>

●ソフト対策による警戒体制の充実（県民への迅速な情報提供）

- 土砂災害警戒区域の指定 (加速)
- ・浸水想定区域図の作成による市町支援 (継続)

●河川堆積土砂撤去の推進（市町と共有しながら堆積土砂の撤去を推進）

- 箇所選定の仕組みによる河川堆積土砂の撤去 (加速)

●洪水・高潮対策の推進（頻発する洪水被害への備えを強化）

- ・河川管理施設の整備 (継続)
- ・海岸保全施設の整備 (継続)

新規取組

緑字：対象拡大
赤字：機能強化

- ・道路啓開訓練における情報伝達の強化 (機能強化)

- ・孤立解消や津波避難に資する橋梁耐震対策 (対象拡大)

- ・河川堤防等の耐震対策 (対象拡大)

- ・ひび割れ等により脆弱化が懸念される海岸堤防の補修 (対象拡大)
- ・地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とする計画づくり (機能強化)

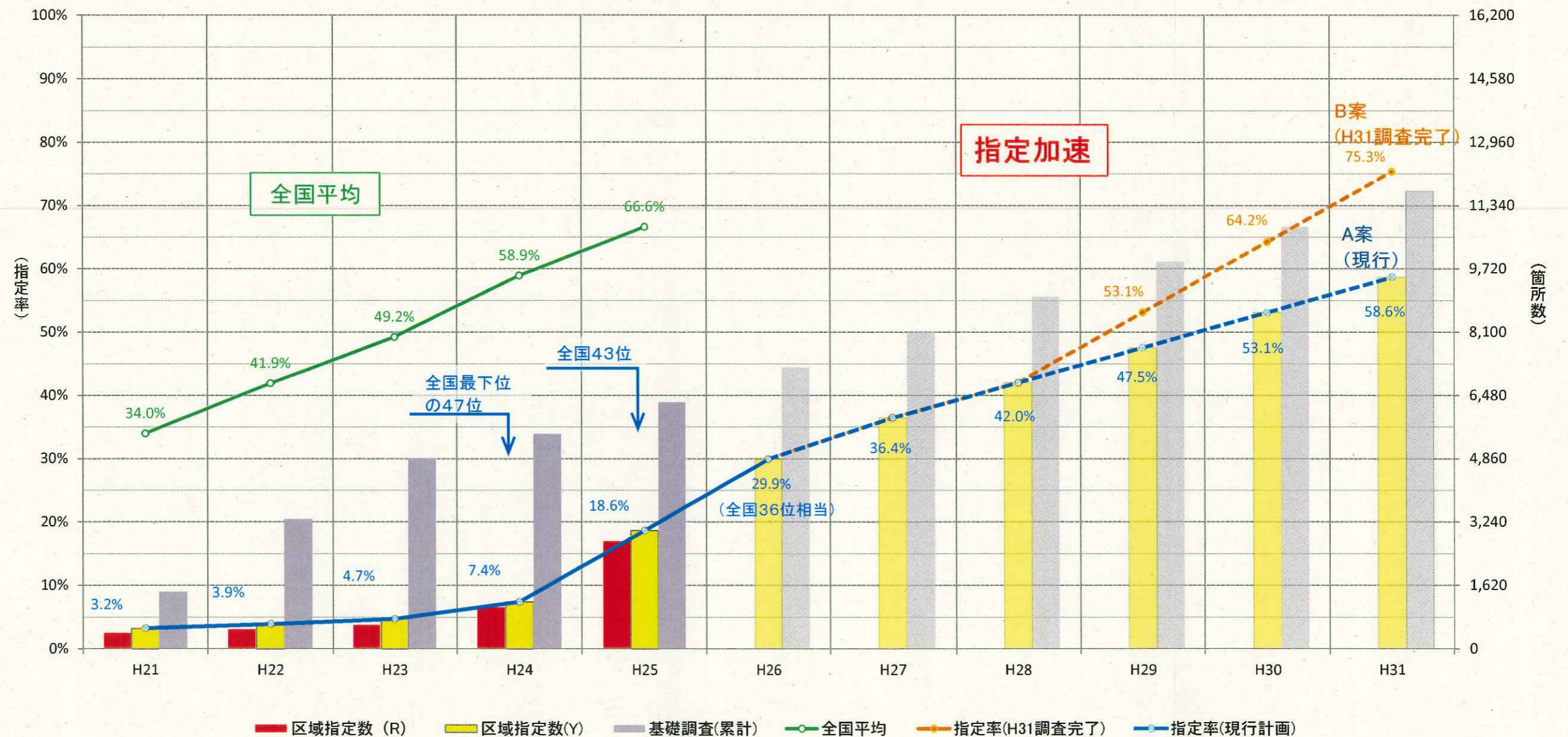
- ・市町の土砂災害警戒避難体制づくりへの支援 (機能強化)
- ・水防情報システムの基幹機器の更新 (対象拡大)

- ・砂利採取のさらなる活用促進 (対象拡大)

- ・被災隣接箇所の補強 (対象拡大)
- ・津波浸水予測区域外の河川施設の脆弱箇所対策 (対象拡大)

近年多発する土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の危険周知、市町が行う警戒避難体制の整備促進に向けて、土砂災害警戒区域の指定を加速させる

土砂災害警戒区域の指定箇所等の推移



これまでの実績		H21	H22	H23	H24	H25	H26
土砂災害警戒区域(イエロー)指定	指定数	429	105	131	469	1,827	1,825
	指定数(累計)	521	626	757	1,193	3,020	4,845
	指定率	3.2%	3.9%	4.7%	7.4%	18.6%	29.9%
基礎調査	実施数	354	1,851	1,564	618	812	900
	(累計)	1,458	3,309	4,873	5,491	6,303	7,203
事業費	(単位:千円)	105,000	420,000	420,000	210,000	251,100	270,000

調査完了の前倒しを検討

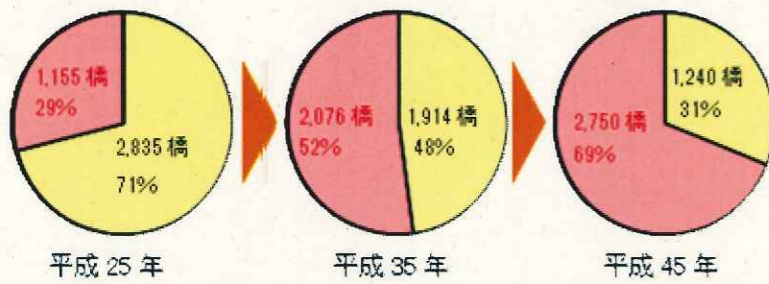
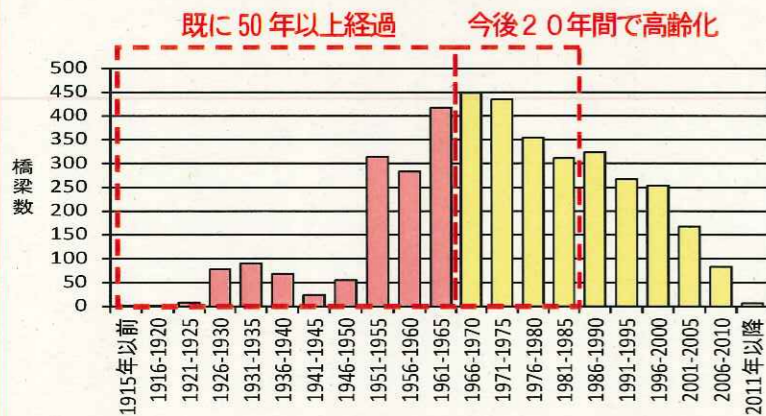
公共土木施設の着実な維持管理の推進

現状・課題

老朽化する施設

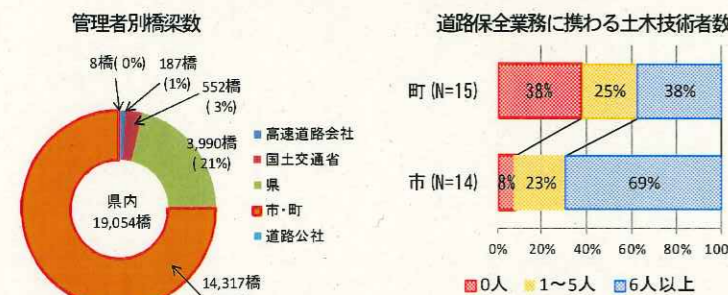


橋梁の老朽化



平成25年4月1日現在、建設後50年以上経過した橋梁は1,155橋(29%)、20年後には2,750橋(69%)まで増加。

県内市町の状況



市町管理が75%を占める

技術職員がいない町が4割

方向性の決定

基本計画

政府は、平成25年11月に戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画「インフラ長寿命化基本計画」を決定。

目指すべき姿

- 安全で強靱なインフラシステムの構築
- 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

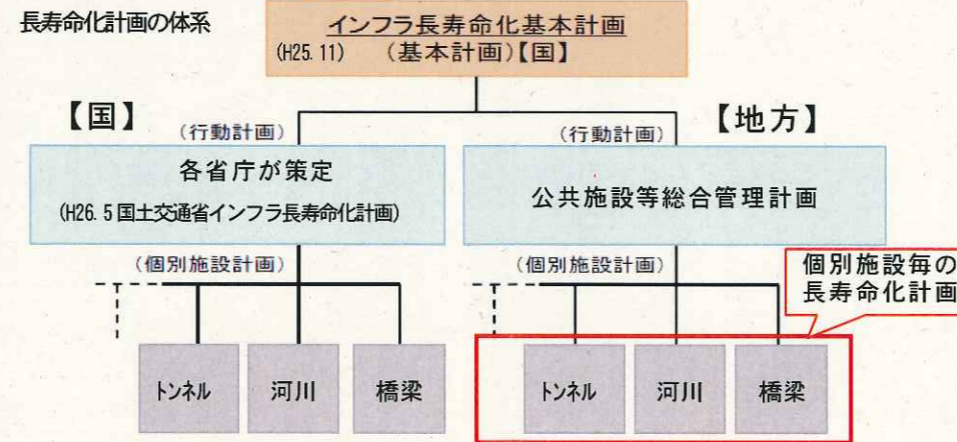
長寿命化計画を核としたメンテナンスサイクルの構築

メンテナンスサイクル



点検・診断の結果に基づき、必要な措置(対策)を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させる。

個別施設計画(長寿命化計画)の策定



法定点検の明確化

道路法改正 (H25.9 施行)
橋梁、トンネル等は1回/5年の点検が義務化

河川法改正 (H25.12 施行)
ダム、堤防等は1回/年の点検が義務化

港湾法改正 (H25.12 施行)
耐震強化岸壁等は1回/3年の点検が義務化
航路、防波堤、岸壁等は1回/5年の点検が義務化

海岸法改正 (H26.12 施行予定)
堤防、護岸等は1回/5年の点検が義務化

27年度の具体的な取組

緊急点検結果に基づく緊急修繕

○緊急修繕の完了

本年度に実施しているトンネル、道路標識等の緊急点検結果に基づき、緊急修繕を完了する。

メンテナンスサイクルの構築

○未策定の個別施設計画(長寿命化計画)の概成

長寿命化計画が未策定の次の施設について、計画の策定を進める。

- ・道路門型標識、道路情報板
- ・砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設
- ・港湾施設(4年間で策定)
- ・海岸施設(4年間で策定)

○個別施設計画(長寿命化計画)の実施

長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・更新を実施する。(策定済みの施設)

- ・橋梁、水門・排水機場、下水道施設、公園施設、公営住宅
- (策定中の施設)
- ・トンネル、横断歩道橋、ロックシェッド、ダム

ライフサイクルコスト削減効果(本県の事例)
橋梁: 30年間で約59億円削減

○法定点検の確実な実施

新たに規定された法定点検について、定められた年数毎の点検を平準化して実施し、施設の状態を的確に把握し対応する。

市町のメンテナンスサイクルの支援

○連携による体制強化

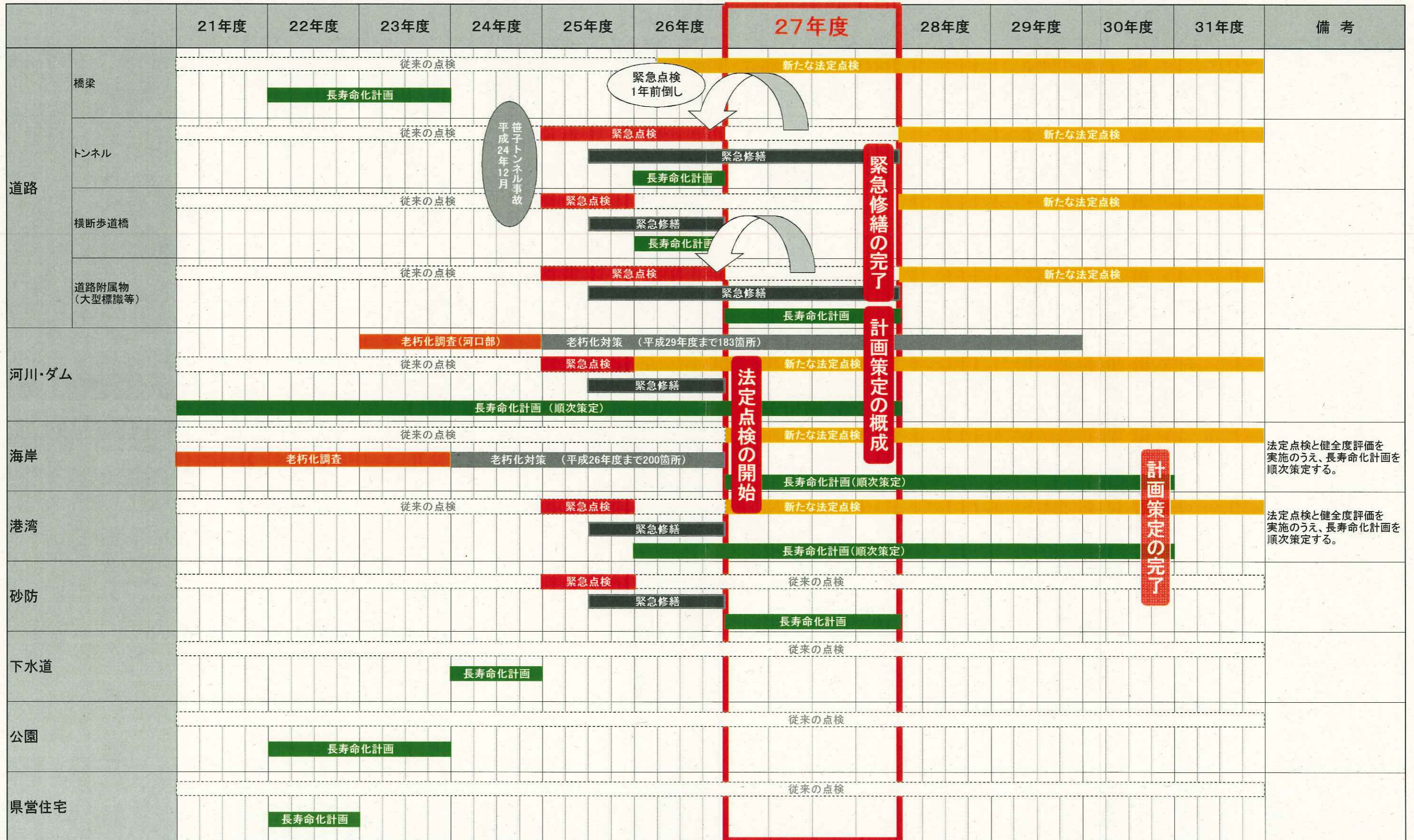
「道路インフラメンテナンス協議会」H26.3.18 設立
参加団体 三重県、国、NEXCO中日本、29市町、三重県道路公社、三重県建設技術センター
専門部会 発注検討部会、研修部会、点検部会 等

- ・参加団体の連携により維持管理体制の強化を推進する。
- ・発注検討部会 ⇒ 三重県建設技術センターを活用し市町を支援

地域強靱化に向けた防災・減災対策の新たな展開

公共土木施設の着実な維持管理の推進

資料 4



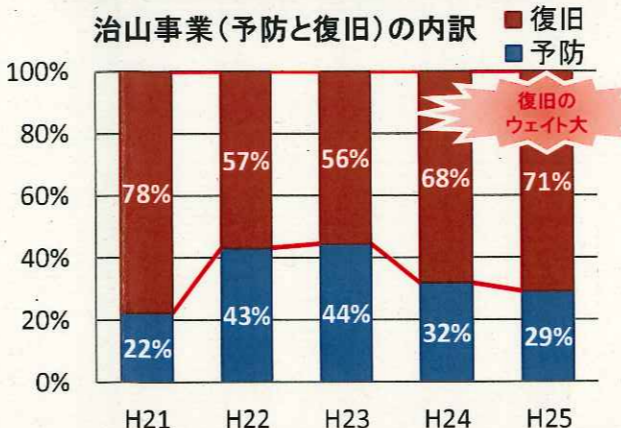
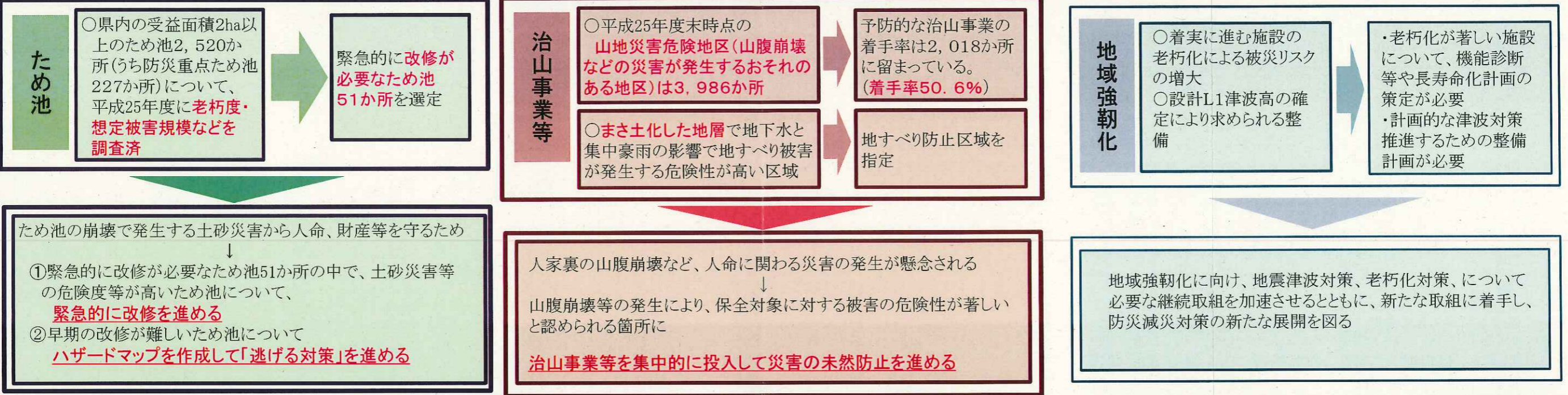
目指す方向

平成25年12月の国土強靱化法の制定、平成26年6月の国の国土強靱化基本計画の決定などを踏まえて、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)の推進に資するよう、

① 農林水産業者や農山漁村に住む人達の人命の保護が最大限図られること
 ② 農林水産業者や農山漁村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 ③ 農林水産業者の財産及び農林水産業用施設に係る被害の最小化
 ④ 農林水産業と農山漁村の迅速な復旧復興

の実現に取り組んでいくなかで、特に、近年多発する土砂災害等から人命、財産等を守るための整備を加速させる。

現状・課題・今後の取組



農林水産業施設の耐用年数経過見通し

施設区分	排水機場 (152か所)	揚水機場 (117か所)	頭首工 (27か所)	樋門 (3か所)	ダム (3か所)	農業用施設 (全体)	林道橋 (680か所)	漁港 (73漁港)
耐用年数	20年	20年	50年	30年	80年	-	60年	50年
H25	71%	22%	7%	67%	0%	46%	56%	45%
H30	78%	79%	26%	67%	0%	73%	69%	59%
H35	82%	92%	63%	67%	0%	83%	85%	79%

市町や施設管理主体の計画・要望に対応しつつ、土砂災害等の被害を防ぐ整備の推進へ

社会情勢の変化等に対応する課題検討シート

協議事項名

激化する自然災害への緊急的な対応による地域防災力の強化(人づくり)

部局名

防災対策部

1. 現状

1 国の動き・社会経済情勢の変化、2 三重県の現状

近い将来南海トラフ地震の発生が懸念されている中、近年は、台風の巨大化や局地的豪雨、竜巻等突風の頻発化・激化が顕在化し、それらによる災害が各地で頻発しています。

三重県では、平成23年9月の紀伊半島大水害において、記録的な豪雨により甚大な被害を受けたのをはじめ、毎年、台風等による被害が発生し、死者が出ている状況にあります。

また、全国を見れば、昨年10月の台風26号により伊豆大島で死者・行方不明者43名という土砂災害が発生し、本年8月には過去観測史上最大の時間雨量約120mmという猛烈な大雨により広島市で死者・行方不明者74名という大規模な土砂災害を発生させており、近年は、大雨予測がある程度可能な台風、前線による災害だけでなく、急な強い雨が数時間内で発生消滅するため大雨予測が困難なものや、ごく狭い地域に数百ミリの雨量をもたらす集中豪雨が頻発しています。

昭和34年の伊勢湾台風以降、治山・治水事業の積極的な展開により、風水害による死者・行方不明者は著しく減少していますが、反面、自らが住む地域の災害リスクへの住民の認識不足なども見られ、大雨等に対する地域の災害対応力が低下していることが懸念されています。

一方、国の対策も、紀伊半島大水害を契機として気象業務法が改正されたり、あるいは平成11年の広島土砂災害を受けて制定された土砂災害防止法が、本年8月の広島市の土砂災害を受けて法改正の検討が進められるなど、後追いの形となっています。

2. 課題

・「地域の組織力」を発揮できる防災人材の育成

こうした激化する自然災害に立ち向かうため、地域には、災害対応力を高めるための新たな仕組みを構築することが必要です。

市町では、行財政改革が進められる中、職員数が減少し、市町村合併に伴い防災体制の拡充する反面、広域化により個々の現場まで目が届きにくい状況も生まれています。

このため、新たな仕組みを構築するにあたっては、市町の防災体制を補完できる、共助による地域防災力の強化、という視点が重要であり、その担い手を育成するためのいわゆる「人づくり」においても、共助の力を十分に発揮できる、言い換えれば「地域の組織力」を発揮できる防災人材の育成、という視点が重要であると考えます。

3. 対応策

1 組織力が発揮できる消防団と自主防災組織をベースとした人づくりの新たな仕組みの構築

地域全体がひとつのまとまりをもって災害対応にあたることができる仕組みを構築するため、「地域の組織力」の発揮が十分期待できる「消防団」や「自主防災組織」に着目し、「みえ防災・減災センター」を活用しながら、(1)～(4)の取組を実施します。これら二つの組織をベースに(5)の取組により、それをコーディネーターやさきもりが支援あるいは補完するという仕組みを地域ごとに構築するとともに、それら全体を(6)の取組を通じて、市町職員が掌握する仕組みとします。

【組織力のベース】

(1) 消防団と自主防災組織が連携して防災(災害対応)活動を行うための環境づくり

連携強化を図るためには、現状を十分把握しておく必要があることから、実態把握調査(組織の活動状況や相互に期待するもの等)を行い、課題等を分析します。

(2) 消防団と自主防災組織の役割の明確化

地域レベルにおいて、消防団と自主防災組織相互の活動を知る機会を設けるとともに、相互の役割分担を明確にした上での合同訓練の実施等により、機能の向上を図ります。

(3) 自主防災組織を指導するリーダー（消防団員）づくり

自主防災組織の育成強化に資するとともに、消防団と自主防災組織の役割（活動）を相互に理解し、自主防災組織を指導できるリーダーとなる消防団員を養成し、消防団と自主防災組織において連携した活動が行われる場づくりなどにつなげていきます。

(4) 実践的な活動ができる自主防災リーダーづくり

自主防災リーダー研修をリニューアルし、研修カリキュラムに地域での訓練の企画、運営をはじめ、消防団活動への理解と連携を深める内容を盛り込むことにより、より実践的な活動ができるリーダーを養成します。

【組織力の支援】**(5) 組織活動を支援する人材の育成・活用**

「みえ防災・減災センター」において、防災コーディネーター等の新たな人材を引き続き育成するとともに、「みえ防災人材バンク」登録者が地域で実践活動を行うための事前研修を実施して、地域活動の支援を行う人材の充実を図ります。

【組織力の掌握】**(6) 市町職員の災害対応力向上に向けた支援**

市町職員が災害対応全体を掌握できる能力を身に付けることができるよう、研修を充実させることにより、地域の防災・減災力の底上げを図ります。

2 組織の力による住民の防災意識の向上（「防災の日常化」の水平展開）

東日本大震災直後に高まった県民の防災意識の急速な低下が危惧されているところですが、一方、県民の訓練等への防災活動への参加経験は着実に増加しており、地道ながらもこうした活動が県民の防災意識を高め、行動へと結びつけている状況が伺えます（防災に関する県民意識調査結果より）。そこで、地域の組織力により個人を防災活動に呼び込み、かつ、そうした活動が県内各地に展開されるよう、(1)、(2)の取組を実施します。

(1) 災害情報の理解

地震、津波だけでなく、暴風、豪雨、洪水、土石流、崖崩れ、密集市街地での延焼火災など、地域特性を考えた効果的な訓練等を通じながら、特別警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報や土砂災害、洪水、高潮等の災害事象、避難勧告・指示等の避難情報の理解の促進を図ります。

(2) 地域のリスクの認識と共有

ハザードマップや過去の災害事象のアーカイブなどを活用した訓練やタウンウォッチング等を通じて、地域住民が地域のリスクを認識・共有できるよう取り組みます。

3 次世代（若い力）の育成と伝承（「防災の日常化」の垂直展開）

災害対応力の強化は世代を越えた課題であり、そのため次世代を担う人材育成が急務です。将来起こりうる災害による被害を最小限に抑えるため、若者が地域の防災組織に参加し、組織の中で防災技術を習得できる環境を創出し、若者が、現在そして将来の地域防災の担い手として活動できるよう、(1)～(3)の取組を進めます。

(1) 地域防災を担う若手防災人材（消防団員等）づくり

地域防災を担う若年層団員を中心に、消防学校（防災資機材等も整備の上）や「みえ防災・減災センター」を活用して、防災に係る専門的知識を習得する教育訓練（講座、訓練）の場を設けます。また、若い時期から自らが居住する地域の安全を自らで考える自主性とリーダーシップを備えた若年層リーダー人材の養成を図ります。

(2) 若年層消防団員を確保する仕組みづくり

若手消防団員応援制度など入団のメリットを提供できる仕組みの構築や事業所の理解・協力を得ることにより、被雇用者が入団しやすい環境づくりを進めます。

(3) 次世代人材の確保につなげる若者への災害教訓等の伝承

大学生に消防団についての理解を深めてもらうために、まず、三重大学の学生に対して消防団活動を中心とした防災講座を開催するとともに、こうした取組を県内大学に広げていきます。

「激化する自然災害への緊急的な対応による地域防災力の強化(人づくり)」

資料1

～「いつか来る災害」だけでなく「いつも来る災害」に備えた新たな体制の構築～

＜国の動き・社会経済情勢の変化＞ <三重県の現状＞

- ・近い将来南海トラフ地震の発生が懸念されている中、近年は、台風の巨大化や局地的豪雨、竜巻等の頻発化、激化が顕在化し、それらによる災害が各地で頻発している。
- ・三重県においても、平成23年の紀伊半島大水害において記録的な豪雨により甚大な被害を受けたのをはじめ、毎年、台風等による被害が発生し、死者が出ている状況にある。
- ・全国をみれば、昨年10月の台風26号により伊豆大島で死者・行方不明者43名という土砂災害が発生し、本年8月には、過去観測史上最大の時間雨量約120mmという猛烈な大雨により、広島市で死者・行方不明者74名という大規模な土砂災害が発生している。近年は、予測がある程度可能な台風等による災害だけでなく、大雨の予測が困難なものやごく狭い地域での集中豪雨が頻発している。
- ・昭和34年の伊勢湾台風以降、治山、治水事業の積極的な展開により、風水害による死者、行方不明者は著しく減少しているが、反面、自らが住む地域の災害リスクへの住民の認識不足などもみら

れ、大雨等に対する地域の災害対応力が低下していることが懸念されている。

- ・一方、国の対策も紀伊半島大水害を契機に気象業務法が改正されたり、あるいは平成11年の広島土砂災害を受けて制定された土砂災害防止法が、本年8月の広島市の土砂災害を受けて法改正の検討が進められるなど、後追いの形となっている。
- ・市町では、行財政改革が進む中、職員数が減少し、市町村合併に伴い防災体制が拡充する反面、個々の現場にまで目が届きにくい状況も生まれている。

⇒ このような状況の中で地域防災力を強化するためには、新たな仕組みの構築が必要。

新たな仕組みを構築するにあたっては、市町の防災体制を補完できる、共助による地域防災力の強化、という視点が重要であり、その担い手を育成するためのいわゆる「人づくり」においても、共助の力を十分に発揮できる、言い換えれば、「地域の組織力」を発揮できる防災人材の育成、という視点が重要。

対応テーマ

住民のリスク意識を向上させ自助の備えを推進

＜取組方向＞

組織の力による住民の災害意識の向上

東日本大震災直後に高まった県民の防災意識の急速な低下が危惧されている一方、訓練等防災活動への参加経験が増加している状況を踏まえて、地域の組織力により個人を防災活動に呼び込み、そうした活動が県内各地に展開されるように以下の取組を実施

＜「みえ防災・減災センター」を活用して、災害情報の理解や意識の向上、訓練等防災行動へ結びつける取組を展開＞

- ① 災害情報の理解
 - ⇒ 特別警報、土砂災害警戒情報等の気象情報の啓発
 - ⇒ 土砂災害、洪水、高潮等の災害事象の理解促進
 - ⇒ 避難勧告、避難指示等の避難情報発出の意味の理解促進
- ② 地域のリスクの認識と共有
 - ⇒ タウンウォッチング等による地域リスクの認識・共有
 - ⇒ 過去の災害事象の共有
 - ⇒ 組織ぐるみの訓練実施等につなげるための研修や交流会

＜想定される事業(案)＞

- (1) 自主防災組織活性化促進事業〔一部新〕
 - ・自主防災組織同士の連携や自主防災組織と消防団との連携、自主防災組織の訓練実施につながるような研修、交流会を実施する。
- (2) 「みえ防災・減災アーカイブ」の充実〔継続〕
 - ・風水害に関する資料等の収集
 - ・収集資料によるアーカイブの構築

対応テーマ

地域コミュニティの組織の力を積極的に活用

＜取組方向＞

組織力が発揮できる消防団と自主防災組織をベースとした人づくりの新たな仕組みの構築

地域全体がひとつのまとまりをもって災害対応にあたることができる仕組みを構築
⇒ その力の発揮が十分に期待できる「消防団」と「自主防災組織」に着目

＜「みえ防災・減災センター」を活用しながら、以下の取組を展開＞

- ① 消防団と自主防災組織が連携して防災(災害対応)活動を行うための環境づくり
⇒ 消防団と自主防災組織の実態(活動状況や期待等)把握と課題等分析
- ② 消防団と自主防災組織の役割の明確化
⇒ 地域レベルで相互の活動を知る機会を設け、役割を明確化する取組を実施
- ③ 自主防災組織を指導するリーダー(消防団員)づくり
⇒ 自主防災組織指導団員の養成と、団と自主防が連携した場づくりへの派遣
- ④ 実践的な活動ができる自主防災リーダーづくり
⇒ 自主防リーダー研修をリニューアルし、消防団活動への理解や実践を習得
- ⑤ 組織活動を支援する人材の育成・活用〔組織の支援〕
⇒ 「みえ防災人材バンク」登録者が地域で実践活動を行うための研修を実施
⇒ 新たな防災人材の引続き育成し、地域活動の支援を行う人材の充実を図る
- ⑥ 市町職員の災害対応力向上に向けた支援〔組織の掌握〕
⇒ 市町職員が災害対応全体を掌握できるよう研修を充実

＜想定される事業(案)＞

- (1) 消防団と自主防災組織による災害時活動調査事業(仮称)〔新規〕
 - ・消防団及び自主防災組織へのアンケート調査等により、実態を把握し、課題の抽出と分析を実施
- (2) 「みえ防災・減災センター」人材育成・活用事業〔一部新〕
 - ・自主防災リーダーへの消防団活動の理解の促進
 - ・自主防災組織(リーダー)を指導する消防団員の養成
 - ・防災コーディネーター、さきもりの育成講座を通じて、消防団や自主防災組織についての理解を深める。
 - ・市町職員研修を通じた全体スキームの理解促進
 - ・人材バンク登録者の事前研修を通じた理解促進

対応テーマ

持続的な災害対応力づくり

＜取組方向＞

次世代(若い力)の育成と伝承

次世代を担う人材(若者)が地域の防災祖域に参加し、組織の中で防災技術を習得できる環境を創出し、若者が現在そして将来の地域防災の担い手として活動できるように以下の取組を実施

＜「みえ防災・減災センター」と消防学校を活用しながら、以下の取組を展開＞

- ① 地域防災を担う若手防災人材(消防団員等)づくり
 - ⇒ 若手消防団員向けの防災講座の開設
 - ⇒ 若い時期から防災に係る重要なポストを経験させることによる若年層リーダー人材の養成
- ② 若年層消防団員を確保する仕組みづくり
 - ⇒ 若手団員応援制度の構築
 - ⇒ 事業所の理解・協力の増進(減税等)
- ③ 次世代人材の確保につなげる若者への災害教訓の伝承
 - ⇒ 大学生を対象に消防団活動を中心とした防災講座を開催(消防団員確保にも寄与)

＜想定される事業(案)＞

- (1) 防災若手消防団員育成事業(仮称)〔新規〕
 - ・講義と訓練の提供により年間20名程度の団員を育成
- (2) 若手消防団員等確保事業(仮称)〔新規〕
 - ・応援事業所制度の創設、学生時からの継続入団支援等により若手団員を確保
- (3) 「みえ防災・減災センター」人材育成・活用事業〔一部新〕
 - ・三重大学の学生に消防団活動を中心とした防災講座を開催。県内他大学へも展開

組織力を地域コミュニティ全体に活かす

〔「防災の日常化」の水平展開〕

組織力を世代間の人材育成に活かす

〔「防災の日常化」の垂直展開〕

新たな体制(仕組み)

